

函館市監査公表第20号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年11月20日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 恵 地
令和 5 年(2023 年)10 月 25 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・		その他（行政監査）
監査等実施期間	令和 4 年 8 月 31 日～令和 5 年 3 月 27 日	提出日	令和 5 年 6 月 5 日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
イ 受入れて 5 年を超える残高について 会計規則第 82 条においては、「歳入歳出外現金は、これを受入れた日から 5 年を経過した場合は、特に指定するものを除き歳入に受入れなければならない。」と規定されている。 しかし、受入れた日から 5 年を経過した歳入歳出外現金について、当該現金を特に指定したとする手続が確認できなかったことから、改めて指定する手続を執らねたい。			
措置内容、対応・考え方			
○ 当該現金（所管分：市営住宅敷金および特定公共賃貸住宅敷金）については、指定する手続を執るべきという監査意見を受けていたにもかかわらず、指定する手続を執らないまま、全額支出処理を行うという不適正な事務処理を行ってしまったところであります。 今後におきましては、受け入れた日から 5 年を経過した歳入歳出外現金については、指定する手続を執るなど、会計規則等に基づく適正な事務処理を徹底してまいります。			

函 恵 地
令和 5 年(2023 年)10 月 25 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	恵山支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・		その他（行政監査）
監査等実施期間	令和 4 年 8 月 31 日～令和 5 年 3 月 27 日	提出日	令和 5 年 6 月 5 日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項・指摘事項・意見		
ウ 残高確認の主管者への報告について 残高について財務会計システムと住宅の敷金台帳との確認を行っているが，その結果を会計規則第 7 9 条の規定に基づき，財務部長が指定した歳入歳出外現金の主管者に報告していない事例が見受けられたことから，主管者へ報告するよう改められたい。			
措置内容，対応・考え方			
○ 今後，歳入歳出外現金の取扱いにつきましては，毎月末時点の残高について財務会計システムと台帳等との確認を行い，確認後に主管者へ報告することとしたところであり，適正な事務処理を徹底してまいります。			